

令和元年度 サービス管理責任者等研修会(更新)受講者採択基準

研修受講希望者数が定員を上回った場合の採択する際の基準を、下記のとおり定める。

- ① 平成18年度から24年度にサービス管理責任者研修を受講したもの。また、平成24年度から平成26年度に児童発達支援管理責任者研修を受講したもの。
- ② 現在従事しているサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者が退職等予定がすでに決まっており、早急に配置が必要となるもの。
- ③ 大分県内に所在する事業所にてサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の業務をおこなっているもの。
- ④ 事業所開始、定員増、サービス管理責任者員・児童発達支援管理責任者の質の向上等により、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置される予定の者。
- ⑤ 平成25年度から30年度にサービス管理責任者研修を受講したもの、また、平成27年度から平成30年度に児童発達支援管理責任者研修を受講したもの。

(1) 平成30年度までにサービス管理責任者研修を修了された方は、令和5年度までにサービス管理責任者等研修会(更新研修)を受講する必要があります。

(2) 平成31年3月31日現在、サービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修修了者については、令和6年3月31日までの間は、サービス管理責任者として現に従事しているものとみなします。

※法人内で優先順位をつける際は、上記を参考にして、順位を決定してください。